

十和田市地域防災計画修正概要

令和8年3月30日
防災危機管理室

1 地域防災計画の目的

十和田市地域防災計画は、災害対策基本法第40条、第42条に基づき、十和田市防災会議が地域の实情に即して策定する計画であり、十和田市及び防災関係機関がその有する機能を有効に発揮して、十和田市における災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実行することにより、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的として定めた計画であります。

当市の防災計画は「風水害等災害対策編」「地震災害対策編」「火山災害対策編」「資料編」の4つの別編から構成されております。

2 修正の趣旨

今回の修正は、国の防災基本計画の修正、県の地域防災計画修正を踏まえて実施しております。また、「資料編」の経年変化による統計数値等の修正についても実施しております。

主な修正内容として、

- 「避難対策」として「被災者支援の仕組みの整備」を新設しました。
主な内容は、車中泊支援の仕組みにおいて、車中泊避難者が発生した場合、開設している指定避難所において、車中泊避難者の駐車スペースを設置して避難者同様の必要な支援を実施するほか、避難所のみで車中泊避難者を受け入れることが困難な場合に備えて、車中泊避難場所の拠点を確保する旨を記載しました。
- 「災害備蓄対策」について、国の「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び過去の災害の教訓を踏まえ、スフィア基準を考慮したトイレの確保に努める旨を記載しました。
※スフィア基準とは、紛争や災害時においても被災者が尊厳ある生活を送るための国際的な人道支援の最低基準です。内閣府では、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成25年8月）のトイレの確保・管理において、スフィア基準に沿って、発災後初期段階では50人に1基、中期段階では20人に1基とし、女性用と男性用の割合が3：1となるように想定避難者数に応じて対応することとされています。
【十和田市想定避難者数：3,300人】トイレ備蓄数：76基 必要数：発災初期66基、中期165基
- 「孤立対策」について、「孤立環境に置かれた住民の生命を保護するため」「地域コミュニティにおける防災体制の充実や災害備蓄等、より一層の自助・共助の推進を図る」旨を記載しました。
- 「地震情報等の収集及び伝達」について、北海道・三陸沖後発地震注意情報の「情報発信条件」、「情報発信の流れ」、「情報の解説及び防災対応の呼びかけ内容」、「情報に関する留意事項」「情報が発信された場合の対応」について記載しました。

このほか、軽微な修正として、県の組織再編に係る修正、駒らん情報めーる廃止に伴う十和田市LINE公式アカウントへの修正及び語句等の修正については、新旧対照表に青字で記載しております。

3 主要な修正内容

(凡例 風：風水害対策編、地：地震災害対策編、火：火山災害対策編、国・県：国・県の計画と整合、市：市の対策の見直し)

連番	該当項・節題	修正内容	新旧対照表
1	風P17、地P6、火P14 第3章第4節 青森県防災情報ネットワーク (国・県)	「防災情報の共有化」として、「青森県総合防災情報システム」の入力情報を総合防災情報システム(SOBO-WE B)に集約できるよう検討する」旨を記載。	P3
2	風P28 第3章第10節 地P7 第3章第9節 避難対策(国・県)	「良好な避難所環境の整備」として、「指定避難所に衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器及び毛布、乳児用粉ミルク、生理用品等の必要な物資の整備を行う」旨を記載。	P7
3	風P29 第3章第10節 地P7 第3章第9節 避難対策(国・県)	「被災者支援の仕組みの整備」として、「在宅避難者及び車中泊避難に対する支援方策等の検討に努める」旨を記載。	P8
4	風P29 第3章第10節 地P7 第3章第9節 避難対策(国・県・市)	「車中泊避難者への対応」として「避難所のみで車中泊避難者を受け入れることが困難な場合に備えて、車中泊避難場所の拠点を確保する」旨を記載。	P8
5	風P30、第3章第11節 地P7 第3章第10節 火P22 第3章第12節 災害備蓄対策(市)	「避難所運営に必要な資機材の備蓄」として「スフィア基準を考慮したトイレの確保に努める」旨を記載。	P9

連番	該当項・節題	修正内容	新旧対照表
6	風 P33 第 3 章第 13 節 地 P9 第 3 章第 17 節 火 P22 第 3 章第 14 節 災害ボランティア活動対策 (国・県)	「防災ボランティア活動の環境整備において、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため」「協定等により、災害時の活動拠点の確保に努める」旨を記載。	P11
7	風 P33 第 3 章第 13 節 地 P9 第 3 章第 17 節 火 P22 第 3 章第 14 節 災害ボランティア活動対策 (市)	災害ボランティアセンター設置予定場所 (市民交流プラザ) を記載。	P11
8	風 P36 第 3 章第 17 節 火 P23 第 3 章第 18 節 交通施設対策 (国・県)	「道路管理者は、陸路から道路啓開を行えない場合は「水路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るよう努める」旨を記載。	P12
9	風 P36 第 3 章第 17 節 火 P23 第 3 章第 18 節 交通施設対策 (国・県)	「道路管理者は、道路と生活インフラの連携した復旧を行えるようインフラ事業者との連携体制の整備・強化を図るよう努める」旨を記載	P12
10	風 P37 第 3 章第 18 節 地 P13 第 3 章第 23 節 火 P23 第 3 章第 19 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 (国・県)	「代替水源の確保」として、「地域住民や企業が所有する井戸等の活用等による代替水源の確保に努める」旨を記載。	P12
11	風 P38 第 3 章第 18 節 地 P13 第 3 章第 22 節 火 P23 第 3 章第 19 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 (国・県)	「インフラ事業者は、道路とインフラの連携した復旧を行えるよう道路管理者との連携体制の整備・強化を図るよう努める」旨を記載。	P13
12	風 P44 第 3 章第 22 節 地 P7 第 3 章第 11 節 火災予防対策 (国・県)	「大規模災害に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、必要な資格の取得、実践的な教育訓練体制の充実等に取り組む」旨を記載。	P15
13	風 P45 第 3 章第 24 節 地 P13 第 3 章第 26 節 孤立対策 (国・県)	「孤立環境におかれた住民の生命を保護するため」「地域コミュニティにおける防災体制の充実や災害備蓄等、より一層の自助・共助の推進を図る」旨を記載	P15
14	風 P62、地 P18、火 P32 第 4 章第 6 節 広域応援 (国・県)	「応援職員の宿泊場所となるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点等を設置できる空き地などのリスト化するよう努める」旨を記載。	P22
15	風 P69、地 P18、火 P34 第 4 章第 8 節 避難 (国・県)	「指定避難所において開設当初からプライバシーの確保等をするために、パーティションや段ボールベッド等の開設当初からの設置に配慮する」旨を記載。	P23
16	風 P69、地 P18、火 P34 第 4 章第 8 節避難 (国・県)	「指定避難所において仮設トイレ等の早期設置、トイレカー等のより快適なトイレの設置に配慮する」旨を記載。	P23
17	風 P71、地 P19 第 4 章第 10 節 水防 (国・県)	「警戒水位の周知」として、「洪水特別警戒水位に達した河川の状況を市に通知する際に、必要に応じて国土交通省に予測水位情報の提供をもとめる」旨を記載。	P24
18	風 P82、地 P19 第 4 章第 18 節 火 P69 第 4 章第 17 節 医療、助産及び保健 (国・県)	「各種災害派遣チームの派遣等」の例を記載。	P27
19	風 P83、地 P19 第 4 章第 18 節 火 P69 第 4 章第 17 節 医療、助産及び保健 (国・県)	「避難所の衛生環境の維持」として、「市は、災害時感染制御支援チーム (DICT) 等の派遣を要請する」旨を記載。	P28
20	風 P85、地 P19 第 4 章第 20 節 火 P69 第 4 章第 19 節 輸送対策 (国・県)	「大規模災害発生のおそれがある場合の輸送方法の確保」として「一時物資拠点の運営に必要な人材や資機材等を運送事業者等と連携して確保する」また、「地域が孤立した場合の輸送方法の確保」として「救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める」旨を記載。	P29
21	風 P85、地 P29 第 4 章第 20 節 火 P69 第 4 章第 19 節 輸送対策 (国・県)	「緊急通行車両の確認」として、「市町村等防災関係機関は、災害時応援協定を締結した民間事業者等に対して、緊急通行車両の事前届出について周知及び普及を行う」旨を記載。	P29
22	風 P97 第 5 章第 1 節 雪害対策 (国・県)	「地域内において豪雪による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じ、豪雪対策本部又は警戒本部を設置する」旨を記載。	P33

連番	該当項・節題	修正内容	新旧対照表
23	地 P14 第4章第1節 地震情報等の収集及び伝達（国・県）	「地震情報等の収集及び伝達」について、北海道・三陸沖後発地震注意情報の「情報発信条件」「情報発信の流れ」、「情報の解説及び防災対応の呼びかけ内容」、「情報に関する留意事項」、「情報が発信された場合の対応」について記載。	P41
24	火 P5 第1章第8節 火山災害の想定（国・県）	「火山災害の想定」として、「火山災害の想定は、火山調査研究推進本部と連携し、必要に応じて見直す」旨を記載。	P47
25	火 P22 第3章第11節 登山者・観光客等の安全確保対策（国・県）	「登山客などの円滑かつ迅速な避難を確保する」ため、「ITを用いた登山届の仕組みの活用など、登山者等が情報の提供を容易に行うことができるような配慮をする」旨を記載。	P51
26	駒らんメールの廃止（市）	駒らんメールの廃止に伴い十和田市 LINE 公式アカウントへの変更を記載。	P57
27	資料編	統計数値等の経年変化による最新化を記載。	

4 過去の修正経緯

時期	国	県	市
令和2年6月		県地域防災計画の一部修正 (令和元年5月の防災基本計画を踏まえた修正)	
令和2年10月		市町村地域防災計画の手引き (令和2年度10月改訂版)	
令和3年3月		県地域防災計画の一部修正 (令和2年5月の防災基本計画を踏まえた修正)	
令和3年5月	防災基本計画の一部修正(災害対策基本法の改正)		
令和3年12月		市町村地域防災計画の手引き (令和3年度12月改訂版)	
令和4年1月			市地域防災計画の修正 (令和3年5月の防災基本計画を踏まえた修正)
令和4年3月		県地域防災計画の修正 (令和3年5月の防災基本計画を踏まえた修正)	
令和4年6月	防災基本計画の修正 (令和3年度に災害を踏まえた修正)		
令和4年10月		市地域防災計画の手引き (令和4年度10月改訂版)	
令和5年3月		県地域防災計画の修正 (令和4年6月の防災基本計画を踏まえた修正)	市地域防災計画の修正 (避難所閉鎖等に伴う軽微な修正)
令和5年5月	防災基本計画の修正 (日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る基本計画の変更を踏まえた修正)		
令和6年3月		県地域防災計画の修正 (「青森県等設置条例」の改正を踏まえた修正)	市地域防災計画の修正 (十和田火山避難計画等を踏まえた修正)
令和6年6月	防災基本計画の修正 (能登半島地震を踏まえた修正)		
令和7年3月		県地域防災計画の修正 (県防災対策の見直し等を踏まえた修正)	市地域防災計画の修正 (庁内組織再編に伴う軽微な修正)
令和7年7月	防災基本計画の修正 (災害対策基本法の一部修正を踏まえた修正)		